

【国際運転免許証で運転される方へ】

- 自動車等を運転する際は、必ず国際運転免許証を携帯しなければなりません。

- 日本国内で運転できる国際運転免許証の要件は、
 - ・ ジュネーブ条約加盟国のものであること
 - ・ ジュネーブ条約で定められた様式を具備していること
 - ・ 当局又は権限を与えられた団体が発給したものであること
 - ・ 発給から1年以内のものであることです。

- 上記国際運転免許証で運転できる期間は、
 - ・ 国際運転免許証が有効期間内
 - ・ 日本上陸の日から起算して1年以内の両方を満たす期間のみとなります。

- 日本に上陸した外国人が住民基本台帳に記録された後、日本を出国し3か月以上外国に滞在している間に国際運転免許証の発行を受け、その後日本に再入国した場合、国際運転免許証の交付日から1年間と、再入国(上陸)から1年間の両方を満たす期間が日本国内で運転可能な期間となります。

- 上記滞在期間が3ヶ月未満のときは、日本国内では運転できない場合がありますので、詳しくは、最寄りの警察署又は次の電話番号へお問い合わせください。
 - ・ 福島運転免許センター 024-591-4372又は4381
 - ・ 郡山運転免許センター 024-961-2100



【外国の運転免許から日本の運転免許への切替を希望される方】

- 外国の運転免許から日本の運転免許への切替を希望される方は、次の電話番号へお問い合わせください。
 - ・ 福島運転免許センター 024-591-4372又は4381
 - ・ 郡山運転免許センター 024-961-2100

【自動車運転者のために】

- 車を運転する際、必ず運転免許証を携帯しなければなりません。

- 「一時停止 (STOP)」の道路標識が設置されている交差点では、停止線の手前で一時停止し、左右の安全を確認してから通行しなければなりません。



○ 交差点で右折する場合は、あらかじめその手前から、できるだけ道路の中央により、交差点のすぐ内側を徐行しなければなりません。

○ 歩行者が横断歩道を渡る場合、車は横断歩道の手前で一時停止し、通行を妨げてはなりません。



○ 飲酒後、絶対に車を運転してはなりません。

○ 風邪薬や鎮痛剤を服用した後、なるべく車を運転しないでください。

○ 車を運転する際、シートベルトを必ず着用すること。同乗者のシートベルト着用は運転者に義務づけられています。全席シートベルト着用です。



【交通事故の場合】

○ 万一、交通事故があった場合、交通事故に関わる車両等の運転者は直ちに警察に通報の上、負傷者を救護しなければなりません。

○ いかなる交通事故でも起きた場合には、交通事故に関わる車両等の運転者は必ず警察に通報しなければなりません。

警察への通報義務を怠ると、処罰の対象となります。

通報（警察署の電話番号）：110



【歩行者・自転車運転者のために】

○ 歩行者は必ず歩道上を通行しなければなりません。歩道等と車道の区分がない道路においては、道路の右側端によって通行しなければなりません。

自転車は道路の左側端によって通行しなければなりません。

○ 自転車及び歩行者専用（自転車通行可）の道路標識が設置されている歩道においては、自転車は歩道の中央より車道側によって通行することができます。



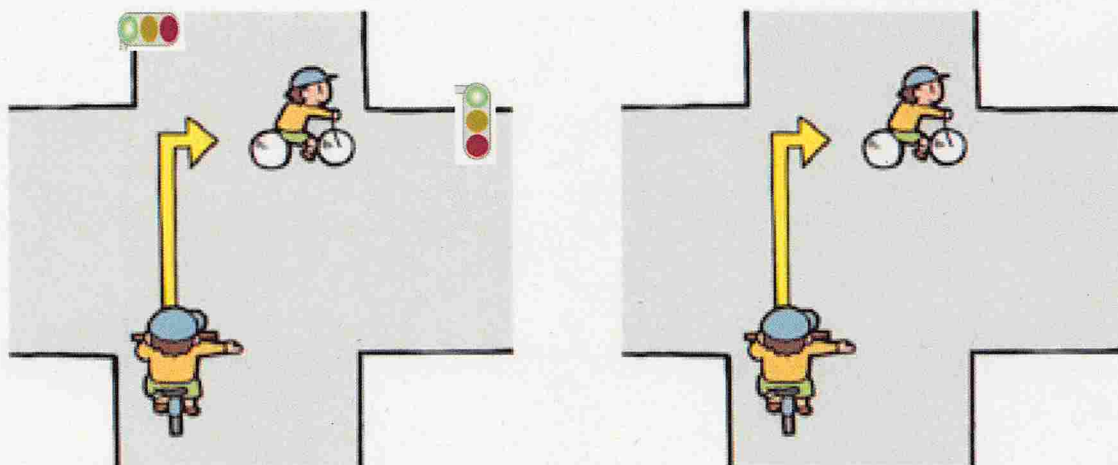
○ 「一時停止（STOP）」の道路標識が設置されている交差点では、停止線内で一時停止し、左右の安全を確認してから通行しなければなりません。



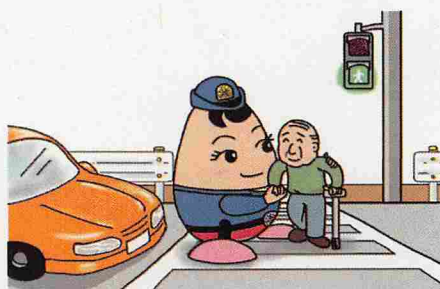
○ 見通しの悪い交差点、または交差する道路が優先道路の場合は、停止線の手前で一時停止し、安全を確認しなければなりません。

○ 信号機のある交差点で右折する際、自転車は信号機に従い直進し、右に向きを変えて前方の信号が青になってから直進しなければなりません。

信号機のない交差点の場合、道路の側端に沿って進行し、安全を確かめながら右折しなければなりません。



○ 歩行者は「歩行者専用信号」に従って、横断歩道を渡らなければなりません。



【日本語】

規制標識

	一時停止
	最高速度
	駐車禁止
	駐停車禁止
	一方通行
	指定方向外進行禁止
	車両進入禁止
	追越のための右側部分はみ出し通行禁止